

2005年度(平成17年度)第4回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2005年度(平成17年度)第4回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2006年(平成18年)2月27日(月) 午前9時00分～10時30分
福山市役所議会棟3階 第5委員会室

3 出席委員名

富田委員, 中山委員, 坂本委員, 三谷委員, 相原委員

4 出席した職員

建設管理部長, 農林土木部長, 都市部長, 建築部長, 下水道部長, 水道局業務部長,
水道局工務部長, 契約課長, 建設政策課長, 技術検査課長, 北部建設産業課長,
沼隈建設産業課長, 都市整備課長, 建設第2課長, 営繕課長, 水道局経理課長

5 会議の概要

(1) 2006年度(平成18年度)入札・契約制度改善項目について

契約課長から次のとおり説明を行った。

これまでの入札監視委員会の意見を踏まえる中で, 透明性の確保及び公正な競争促進に向け, 2006年度(平成18年度)において入札・契約制度の一層の改善を行う。

その内容は, 一点目に公募型指名競争入札の拡大試行であり, 本年度から, 建築一式工事については, 設計金額7千5百万円以上, その他の工事については, 5千万円以上10億円未満の建設工事を対象としていたものを, 来年度から, 設計金額1千5百万円以上10億円未満の建設工事に拡大して試行する。

二点目は, 工事成績評定点の活用であり, 工事成績評定点が標準に満たないものに対する措置として, 一定期間入札に参加できないこととし, 工事成績評定点が特に優秀な者に対しては表彰することとしたものである。

三点目は, 電子入札の試行の拡大であり, 2007年度(平成19年度)から建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務にかかるすべての入札を電子入札とすることを目指し, 来年度については, 条件付一般競争入札及び公募型指名競争入札に付する案件並びに指名競争入札に付するもののうち設計金額5百万円以上の建設工事及び設計金額2百万円以上の測量・建設コンサルタント等業務で, それぞれ当該案件の入札参加者のうち利用者登録を済ませているものが1者以上ある案件を対象とする。また, 年次的に書面による入札を認めないことを定めた。

四点目は, 設計図書等の確認方法についてであり, 入札に係る設計図書等の確認方法を, 従来の閲覧を廃止し, インターネットを利用したのパソコンでの確認方法とする。

なお、図面については、当面、複写業者での販売とするものである。

五点目は、談合情報対応マニュアルの改正についてであり、現行の談合情報対応マニュアルでは、聴き取り調査や工事費内訳書の確認などにより、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札を無効とする旨を規定しているが、本市発注の建設工事等に係る入札の公正確保や市民に対する信頼確保の観点から、明らかに談合の事実があったとは認定できないが、談合の疑いが払拭できない場合においても、当該入札を無効とすることができる規定を設けるものである。

その他、神辺町の合併に係る指名の考え方について説明した。

(2) 抽出案件の選定理由について

三谷委員から次のとおり説明を行った。

公募型指名競争入札から落札率が高く、かつ予定価格が高いものを1件、指名競争入札については、落札率が98%を超えているものの中で、予定価格が最も高いもの、担当課別で沼隈建設産業課の工事で、5件中3件を落札した業者のものの中で、予定価格が最も高いもの、契約の相手方別で5件の工事を落札した業者について、山手地域に集中しており、その落札率が最も高いものを選定した。

また、随意契約については、予定価格に近い価格となっているものが多いので、もう少し安くする工夫ができないかということで1件を選定した。

(3) 抽出案件の審議

ア 坪生中継ポンプ場プラント電気設備工事

イ 橋梁新設工事(北吉野橋)

ウ 山南常石線道路改良工事

エ 街路改良工事(山手立体橋上部その1)[都市計画道路3・5・614号津之郷奈良津線]

オ 福山市西部清掃工場定期整備他工事

アからオについて、契約課長及び当該工事担当課長から説明を行った。

(4) 委員会の意見

ア 過去1年間に、山手地域で発注した工事について、落札業者のリストを次回提出してほしい。他にも地域性の部分で、疑わしいデータがあったら提出してほしい。

イ 2005年度の落札率の3か月ごとのデータを示してほしい。

ウ 公募型指名競争入札の拡大の効果を、落札率の推移を見る中で検証してほしい。

(5) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

ア 指名除外措置運用状況

イ 低入札価格調査制度の運用状況

ア、イについて、契約課長から取りまとめて報告を行った。

(6) 次回委員会の開催日程について

5月中旬に開催することとし、日程については、後日事務局が調整する。

(7) 次回委員会で審議の対象とする工事の抽出方法について

次回の事案の抽出は、本年1月から3月分を対象として、相原委員が担当する。

6 発言の要旨

主な質疑応答は、次のとおりである。

(1) 2006年度(平成18年度)入札・契約制度改善項目について

Q1 工事成績評定点の活用について、例えば土木一式工事で点数が足りなかった業者は、建築一式工事でも参加できなくなるのか。工事の種類を越えてこの措置を受けるのか。

A1 建設工事の種類毎にというのは、土木一式工事の工事成績評定点が一定未満の者については、土木一式工事での参加ができないという扱いである。

Q2 ブロック制については、合併の経過などからやむを得ない面があるのだろうが、適用期間は定めないのであるか。

A2 神辺町の特例措置は、合併の日から3か年で、2008年度末までであるが、ブロック制そのものは3か年を越えて続くことは考えられる。ブロック制の弊害については、この委員会で度々ご議論いただいたが、公募型指名競争入札に切り替えていく方針であるので、これが完全に実施された段階ではブロック制はなくなると考えている。

Q3 電子入札について、外部からの不正アクセス防止と内部の情報漏えい防止について具体的にどのような方策をとっているのか。

A3 電子入札システムそのものが、電子認証を受けたICカードがないと外部からアクセスできない閉じられたシステムとなっているので、セキュリティについては問題ないと考えている。内部処理については、契約課において電子入札を行う場合は、契約課長名のICカードを使っての入札となるため、契約課の職員に限られる。

(2) 抽出案件の審議

ア 坪生中継ポンプ場プラント電気設備工事について

Q4 落札した業者と他の3業者との見積もり状況はどうだったか。談合の場合、往々にして、ある業者が積算した数字から、他の業者がプラス何%とすることが行われる。そういう点は見受けられなかったか。

A4 この入札は電子入札で実施している。各業者毎の工事費内訳書を精査したが、特に不自然な点はなかった。

Q5 金額がかなり大きいのに応募した業者が4者しかいないが、入札参加者は何者以上という規定はないのか。

A5 公募型指名競争入札については、何者以上という規定はない。

- Q 6 この種類の工事に対して、有資格業者は、何者くらいいるのか。
A 6 全国的に展開している業者で、把握しているのは7者である。
Q 7 比較的限られた業者間での競争となるため、話し合いがしやすいのではないかと。こういう工事の発注予定は、年度初めに公表しているのか。
A 7 毎年度4月と10月に、発注予定の公表をしている。

イ 橋梁新設工事（北吉野橋）について

- Q 8 この工事内容は、新しく橋を架ける工事なのか。
A 8 現在の橋を改良するものである。
Q 9 業者を指名した考え方に施工場所からの距離等とあるが、距離の他に何を考慮して指名したのか。
A 9 この工事に専任配置できる主任技術者を有しているかどうかを考慮した。
Q 10 この橋は、どの程度の橋なのか。技術的には難しくないのか。
A 10 幅員は、6mであり、技術的には難しくない。
Q 11 地域を限定すると、落札率が高くなる典型的なケースである。施工場所からの距離を考慮するというシステムは変わらないのか。
A 11 通常の指名競争入札については、施工場所からの距離を基本に、専任の技術者の配置を求める工事については配置可能な技術者の数を判断し指名している。基本的には、施工場所からの距離になるが、一度にまとまった件数を発注する場合には、全体での指名回数の調整を行っている。この工事の場合、距離を基本に技術者数等を考慮しながら指名をした。そのため、指名業者は大体、想定できるのではないかと考えている。しかし、来年度から、公募型指名競争入札の拡大試行により、こういうケースは減少する。
Q 12 落札した業者のランクは何か。
A 12 落札業者の等級は、Bランクである。
Q 13 指名した業者と施行場所との距離はどの程度か。
A 13 約1.5km以内の業者を指名している。
Q 14 落札業者とその他の業者の入札金額の差は、わずか40万円しかない。工事費内訳書の細目別では、ほとんど差がないのではないかと。
A 14 この工事は、二次製品を多用しており、落札した1者を除いて工事費内訳書の金額は、ほとんど似通っている。
Q 15 業者から見れば、少しでも安くすれば工事が落札できるということで、材料調達費や人件費を安くしようという内部努力が働いて、結果として金額が安くなる。この工事の場合、ほとんど業者側の内部努力がなされていないという印象がある。
業者側の落札するための努力を促すような環境を創るために、発注者側としては、どういうことをしたら良いと考えているか。
A 15 この入札は、ご指摘のように40万円程度の中に全者が入っている。その理由の分析は難しいが、落札業者が施工場所から一番近い業者である。この工事はどの業者が落札するであろうという暗黙の了解があるとしたら、インセンティブが働かない状

況になることが考えられる。

内訳書の分析によっても、特に不審な点は見られないが、全体として見ると似通った数字になっている。予定価格を公表しているのだから、それを上回った入札はできないため、特にこの工事を落札したいということがない限り、98～99%あたりで入札することもあるのではないかと。

どうすれば良いのかということについては、なるべく入札参加者が分からない仕組みを作ることが大切であると考えている。今後とも、公募型指名競争入札の拡大に取り組んでいきたい。

全者が、約40万円の差の中で入札するのは、相当に難しいことだと思う。何とも疑わしい部分がある。来年度は、公募型指名競争入札が拡大され、また電子入札も拡大されるということで、その辺りの部分が、ある程度解決されることを期待する。

ウ 山南常石線道路改良工事について

Q16 沼隈建設産業課が発注した5件の工事のうち、3件を特定の業者が、しかも高い落札率で落札しているが、非常に不自然である。競争しているのなら、もう少し低くなるのではないかと。外部の人間から見たら納得がいかない。

A16 入札の結果、このようになったとしか言えない。

Q17 仕様書の閲覧から入札日まで、中5日しかない。この程度の金額であれば、中5日くらいで業者は見積もり可能ということか。沼隈建設産業課が発注した5件の工事の見積期間はすべて、中5日と理解してよいのか。

A17 見積期間は、建設業法で規定されているが、やむをえないときは期間を短縮できることとされており、設計金額が5百万円未満は中1日、5百万円以上5千万円未満については中5日としている。5件の工事のうち2件は、中1日である。

Q18 指名業者が三つのランクにわたっているが、この工事は、本来どのランクの工事か。また、落札業者のランクは何か。

A18 この工事に対応する等級は、C及びD等級であり、落札業者は、C等級である。

Q19 それでは、なぜBランクを入れたのか。Bランクを入れないと、標準業者数を満たさないのか。

A19 C及びD等級の業者で、標準指名業者数は満たすが、沼隈町の合併特例措置により、1級上位のBランク業者も指名できることとされており、施工場所から近い順に指名した。

Q20 行政の側が、恣意的に地域性を考慮していることにはならないか。

A20 沼隈町については合併特例期間中であり、福山市の制度に移行するまで一定の期間が必要なため、特例措置を設けている。

Q21 特定の工事担当課が、一定期間内に発注した5件の工事のうち3件を同一業者が落札したという結果をどう思うか。

A21 一般論としては、稀なケースだとは思っている。

エ 街路改良工事（山手立体橋上部その1）[都市計画道路3・5・614号津之郷奈良津線]について

Q 2 2 この工事の落札業者が、3 か月間に、5 件の工事を落札している。地域性を考慮しても、この会社は山手地域に非常に強いという印象がある。特定業者が特定地域の工事を頻繁に落札しているのは、不自然ではないか。

A 2 2 特定の業者が落札するかしないかということについては、申し上げようがない。入札の結果として、このような状況となったとしか言えない。

Q 2 3 この種の工事は、一つの工事を落札した業者が、その近辺の工事も併せて落札する可能性が高いのか。

A 2 3 土木工事、特に道路改良工事の場合、継続性があるので同一業者が落札する機会が多い。

Q 2 4 この工事と街路改良工事（3 工区）[都市計画道路 3・5・6 1 4 号津之郷奈良津線]との関係はどうなっているのか。

A 2 4 二つの工事の発注時期は、1 か月半の差がある。3 工区の工事については、同時期の国土交通省の工事との関係で、道路の安全確保と芦田川右岸線の通行を確保するために、早期発注する必要があった。

Q 2 5 二つの工事を併せて発注したら、この業者は入札参加資格がなかったのではないのか。

A 2 5 二つの工事を併せて発注したとしても、この業者は入札参加資格がある。恣意的な分割発注ではないかとの指摘だが、指名審査会において、恣意的な指名にならないよう、また、恣意的な分割発注にならないように審議し指名している。

オ 福山市西部清掃工場定期整備他工事について

Q 2 6 契約業者以外に、この工事を施工可能な業者はいないのか。

A 2 6 特殊なプラント設備であり、製造メーカー毎に構造が異なる。この工事は、プラントの一部の機器の取り替えを行ったり、分解・点検をするものである。したがって、製造メーカー以外の者が当該設備を整備するのは困難であると考えている。

Q 2 7 競争原理を働かせる余地がないとすれば、この先、同じ業者が随意契約を受け続けるということになるのか。

A 2 7 現時点では、そのように考えている。

Q 2 8 契約先を選べないという状況で、契約金額を少しでも安くするという方策を何か考えているか。

A 2 8 定期整備工事は、毎年 5 月頃に定期点検を実施する中で、緊急度の高いものから A・B・C というようなランク付をして対応している。耐火煉瓦といった一般的な材料費、あるいは産業廃棄物の処理、諸経費等に関わっては、建設物価等の単価や国の単価等を採用している。

予算の範囲内で最大限改修工事をしたいという思いの中で交渉している。

Q 2 9 予算の中で最大限の改修をしたいということはわかるが、もう少し安くすれば、できなかったはずの他の整備に当てられるのではないか。

A 2 9 できるだけ安くするということで、相手方と交渉に当たっており、予算化しなかったものを盛り込んでいる。

Q 3 0 給排水処理設備整備工事が概要の中に含まれているが、これについても他の業者の参入はできないのか。

A 3 0 工事内容は、排水液の中和を行うものであり、これについても他の業者では難しいと考えている。

Q 3 1 予定価格はどうやって決めるのか。

A 3 1 定期整備で従前に同じものを改修した実績もあり、部品については単価実績を持っている。併せて業者からの見積もりを参考とし、予定価格を作成している。

Q 3 2 随意契約の場合、先に業者から見積もりをとって、それを前提に予定価格を作成するのか。

A 3 2 5月の定期点検時に業者から見積もりを出させ、それをもとに、市の単価があるものはその単価で積算し、業者からの見積もりによるものについては、それを参考に積算している。

Q 3 3 随意契約の場合は、ほとんど予定価格に近い金額で契約されているが、予定価格は、例えば設計金額の5%引きとかにならないか。

A 3 3 この工事における予定価格は設計金額に対して、一定の率で下げている。

カ 全体について

Q 3 4 10月1日からの3か月で、指名競争入札が247件あるが、約1年間で、落札率の傾向はどのようになっているのか。

A 3 4 本年度1月末までの工事の入札件数及び落札率の状況は、861件で87.7%である。昨年度は、工事の全入札件数は885件で落札率は90.5%である。公募型指名競争入札の拡大と電子入札の試行により、落札率は低下している。

Q 3 5 公募型指名競争入札を、設計金額1千5百万円以上に設定した根拠はあるのか。

A 3 5 今年度の公募型指名競争の拡大については、発注件数の多い主要な業種である土木一式工事と建築一式工事について、B等級以上が対象となる金額帯を設定した。新年度については、もう一つ下のランクのC等級以上が参加対象となる金額帯を設定した。これは本市の発注金額ベースで約8割となり、他の中核市と比較してもかなり低い金額設定である。

Q 3 6 公募型指名競争入札をさらに拡大して、どのような成果が得られたのか検証する必要があるのではないかと。どの位落札率が低下したという統計を示してほしい。

A 3 6 2004年度における5千万円以上1億5千万円未満の通常の名指競争入札の落札率は、89.0%であり、今年度、その金額帯について公募型指名競争入札を拡大して実施した結果は、78.8%となっている。